

令和6年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇請願

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	6請願 第1号	R6.5.24	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書を提出してほしい。	総務 常任委員会	R6.6.26	採択
2	6請願 第2号	R6.11.25	再審法（刑事訴訟法内の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願	下記3項目を含む、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正を求める意見書を国会・政府に提出してほしい。 1 再審のためのすべての証拠を開示すること 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てを禁止すること 3 再審における手続きを整備すること	総務 常任委員会	R6.12.23	採択

◇陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	6陳情 第1号	R6.5.30	対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情	国は世界の情勢を鑑み、対外的情報省を設立し、その過程で日米安全保障条約を再検討し、横田基地を含む都内の米軍基地7か所の基地を見直しの対象とすることを求める意見書を提出してほしい。	総務 常任委員会	R6.10.4	不採択
2	6陳情 第2号	R6.8.21	多摩市立総合体育館に空調の設置を求める陳情	気候変動の影響もあり異常な猛暑が続く中、熱中症対策として、災害時の指定避難所でもある多摩市立総合体育館に空調を早急に設置してほしい。	子ども教育 常任委員会	R6.10.4	採択
3	6陳情 第3号	R6.8.26	保育園補助員制度新設に関する陳情	全ての子どもたちが安心して過ごせる環境をつくるために、小学校のピアティーチャーのようなクラスとしてサポートしてもらえる補助員を置いてほしい。	子ども教育 常任委員会	R6.10.4	不採択
4	6陳情 第4号	R6.8.26	保育施設の年度始めからの0歳児認可定員分の補助を求める陳情	0歳児の入所児童数が定員に満たない場合でも、年度途中からの入所に備えて、施設運営に支障をきたさずに定員分の職員を配置できるよう、年度始めから認可定員に対する補助をしてほしい。	子ども教育 常任委員会	R6.10.4	不採択
5	6陳情 第5号	R6.8.26	保育士等の待遇改善に関する陳情	保育所で働く職員が安心して働き続けられるよう、また、保育者を目指す学生が希望をもって保育の仕事を選べるよう、賃金水準の引き上げが急務である。公定価格の引き上げや、待遇改善のための補助金を増額するよう、国と東京都に意見書を上げてほしい。	子ども教育 常任委員会	R6.10.4	採択
6	6陳情 第6号	R6.8.26	保育所職員配置基準の更なる引き上げに関する陳情	配置基準は最低基準のため、基準以上に職員を配置している現状がある。配置基準の更なる引き上げをするよう、国や東京都に意見書を上げてほしい。	子ども教育 常任委員会	R6.10.4	不採択

令和6年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

7	6陳情 第7号	R6.10.23 指定管理者及び開発道路の疑義解 明を求める陳情	<p>次のことについて、明らかにすることを求める。</p> <p>1 指定管理者が管理する各「公の施設」に付随する、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」の『期限の利益』の保障となる「事務所」の位置が、条例で定められているか。</p> <p>2 当該指定管理者が管理する各「公の施設を利用する権利に関する処分」について、「指定」処分者である行政庁の「管理に属さない行政庁」である指定管理者がした当該「処分」を「取り消し、又は停止することができる」か。</p> <p>3 当該指定管理者は、協定書により、数年間の有期的存在であり、期間満了をもってその指定管理者は消滅するから当該「管理に属さない行政庁」も消滅するか。</p> <p>4 協定書は、それにより指定管理者は「受託業務」を履行し、委託行政庁は対価としての「委託料」を支払うという、両者の共同行為によって成立する「双務契約」であるか。</p> <p>5 委託行政庁は対価としての「委託料」を支払わないという、両者の共同行為によって成立する協定書は「片務契約」であるか。</p> <p>6 指定管理者における、労働基準法第107条（労働者名簿）、同法第108条（賃金台帳）、同法第109条（記録の保存）の規定に基づく、「各事業場ごとに」法定帳簿を調整・保存する義務者である「使用者」名は、何か。</p> <p>7 指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。</p> <p>8 消費税法第5条は「1 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」と規定するが、指定管理者は、当該消費税納税義務者としての「事業者」であるか。</p> <p>9 指定管理者が管理する「公の施設」に、公文書は存在するか。</p> <p>10 指定管理者が管理する以前には、各「公の施設」で行政庁の財源として収入とされ、地方財政法第3条第2項の規定により、「予算に計上」されていた公金について、指定管理者が管理した以後にも、委任行政庁の財源として公金の収入とされ、「予算に計上」されているか。</p> <p>11 受任行政庁としての指定管理者は、その者が管理する各「公の施設」の業務として、地方自治法第153条に基づく「普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部」について、委任行政庁の「委任」を受けて行っているか。</p> <p>12 当該各「公の施設」の業務の従事者の職務行為には、国家賠償法が適用され得るか。</p> <p>13 当該指定管理者が管理する各「公の施設」の職員は、刑法第7条第1項の「公務員」であるか。</p> <p>14 当該指定管理者が管理する各「公の施設」は、刑法第7条第2項の「公務所」であるか。</p> <p>15 将棋においては、「歩」が「敵陣に侵入」という要件を満たせば「と金」に「成り」、その性格が「金」と同化する「変動をもたらす」が、指定管理者においては、条例の「読み替え」規定により、指定管理者が「地自法第153条第2項の「行政庁の設置条例」制定もなく、私的団体としての「法人その他の団体」（地自法第244条の2第3項）としての法的地位から、行政庁としての「市長」等と同格の、地自法第244条の4の「以外の機関」である「行政庁」への「法的地位の変動をもたらす」偽装であり、将棋においては「敵陣侵入」が「と金」変身の要件であるところ、「行政庁設置条例」制定要件を満たさないでも、同「以外の機関」が成立するという解釈であるか。</p> <p>16 「行政庁設置条例」制定要件は、地方自治法第4条、同法第153条、同法第154条の2、同法第155条等に基づくものであるか。</p> <p>17 行政庁が協定書で、指定管理者に「管理委託料を支払わない」とするものはあるか。</p> <p>18 すべての指定管理者は、「会計を独立」させているか。</p> <p>19 指定管理者が「会計を独立」させていないものは、何件あり、その理由は何か。行政庁は、全ての開発道路を管理しているか。</p> <p>20 行政庁が事業者として直営している「公の施設」と直営していない「公の施設」は、それぞれ何件あるか。</p> <p>21 行政庁が直営していない「公の施設」とは、事業者が行政庁から指定管理者に変わったということか。</p> <p>22 行政庁が管理していない開発道路は、何件あるか。</p> <p>23 開発道路で、行政庁が管理していない理由は何か。</p> <p>24 全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」として、同法が適用されるか。</p> <p>25 全ての開発道路について、固定資産税は、免除されているか。</p> <p>26 開発道路について、固定資産税が課税されているのは何件で、総額はいくらか。</p>	総務 常任委員会	R6.12.23	不採択

令和6年受付分の請願・陳情・政策提案 一覧

◇郵送陳情

	受理番号	受理日	件名	要旨	審査付託先	本会議結果	
1	6郵送陳情 第1号	R6.1.24	消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情	多摩市議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、参考資料のとおり、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出することを採択してほしい。		R6.2.27	議長報告
2	6郵送陳情 第2号	R6.10.22	集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の解明と予防策を求める陳情	以下の件について調査・指導等をしてほしい。 1 公営の集合住宅自治会への組織的嫌がらせ追い出し工作等の調査と指導 2 生活保護受給者への組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の関与を防ぐ施策を検討し指導する。 3 これら組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）の専門窓口と調査班の設置 騒音、異臭、毒物、電磁波を調べる測定器類の設備を整え、これを訴える市民の近辺測定、そして近隣を訪問し注意喚起案内を手渡す。		R6.12.2	議長報告
3	6郵送陳情 第3号	R6.11.6	臓器移植に関する不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関する不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出してほしい。		R6.12.2	議長報告

◇政策提案

受理なし

審議結果について

○採択、不採択

採択とは、内容について願意が妥当であり、法令上や行財政上も実現性があるような場合、議会としてこれに賛同するという意味の意思決定をいう。
不採択とは、これを否認する意味の意思決定をいう。

○趣旨採択

趣旨採択とは、法令上や行財政上の実現性やその他の事情により全面的に採択するには難しいが、内容について部分的に賛同できる場合や趣旨としては理解できる場合など、不採択とするにも難しい際に、「趣旨には賛成である」という意味の意思決定をいう。

○意見書

多摩市議会では、意見書については全員一致で賛成（採択又は趣旨採択）の場合のみ提出することとしています。請願等の審査を付託した委員会において全員の賛成ではなかった場合、意見書の提出は行いません。

○閉会中の審査

議会の会期末に審査を付託し、閉会中、また次の会期までに審査をするものとした場合をいう。

○閉会中の継続審査

議会の会期中に結論が出ず、さらに内容を調査・検討するため、次の会期までなお継続して審査をするものとした場合をいう。

○審議未了

議会の会期中に結論が出ず、継続審査の決定もされないまま会期を終えるに至った場合をいう。